令和６年度第１回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

（令和６年１２月２５日現在）

１　監査の期間　　令和６年８月２日から同年１０月２５日まで

２　監査対象年度　　原則として令和５年度に執行された事業又は業務

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (1)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用していない。 【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (2)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用させていない。	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	規則に定める様式と異なる使用者名簿を使用していたことについては、所管課及び指定管理者間で協議のうえ、利用者の利便性や管理面等を考慮して、各センターの実情に合わせて様式の一部を加工して使用していたことが主な原因である。 今後は利用者の利便性や事務処理の効率化等を踏まえ、相互で協議し、規則の改正を含めた対応を検討してまいりたい。 （通知受理日：令和６年１２月１３日）	検討中
【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (3)　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	利用者の利便性を図るため、所管課及び指定管理者間で協議のうえ、利用者証の交付申請時のみ手帳等の確認を行っていたことが主な原因である。	検討中

第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳等を提示して使用するときに使用料を免除することができるとなっているが、指定管理者が独自に作成している利用者証の交付申請時に一度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免している。 【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (4) 鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳等を提示して使用するときに使用料を免除することができるとなっているが、指定管理者は独自に作成している利用者証の交付申請時に一度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免しており、規則によらない取扱いをさせている。		今後は利用者の利便性や事務処理の効率化等を踏まえ、相互で協議し、規則の改正を含めた対応を検討してまいりたい。 （通知受理日:令和６年１２月１３日）	
【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (5) 郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場の各施設の管理規則第４条第１項によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可を受けようとする者は、使用日の６か月前から使用月の前前月の末日までに使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、規定の期日までに提出されていないものが多数あった。 【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (6) 郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場の各施設の管理規則第４条	観光交流局 スポーツ課	使用（一部使用を除く）に係る使用許可申請書が規定の期日までに提出がなされていなかったことについては、指定管理者の誤認識が原因である。 監査指摘後、所管課からの指導により、規則に基づき、専用使用に係る使用申請書の提出は規定の期間内に行わせるようにした。 （通知受理日:令和６年１２月１７日）	措置済

第１項によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可を受けようとする者は、使用日の６か月前から使用月の前前月の末日までに使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、各施設では、使用許可申請書が規定の期日までに提出されていないものが多数あり、規則によらない取扱いをさせている。			
【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (7) 鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第５条によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたときは使用を許可し、使用許可書を申請者に交付することとなっているが、使用料の減免がある場合は交付していたものの、減免がない場合は使用許可書を申請者に交付していなかった。 【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (8) 鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第５条によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたときは使用を許可し、使用許可書を申請者に交付することとなっているが、使用料の減免がある場合は交付していたものの、減免がない場合は使用許可書が申請者に交付されておらず、規則によらない取扱いをさせている。	観光交流局 スポーツ課	減免がない場合の使用許可申請に対する使用許可書の未交付については、指定管理者の誤認識が原因である。 監査指摘後、所管課からの指導により、規則に基づき、使用許可申請に対する使用許可書の交付を適切に行っている。 （通知受理日：令和６年１２月１７日）	措置済
【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (9) 鹿児島市マリンピア喜入条例第７条によると、市長は規則で定める特別の理由があると認めるときは使用料を減額又は免除	観光交流局 スポーツ課	市長が特に必要と認める場合の減免申請に係る適切な手続きがなされていなかったことについては、指定管理者の誤認識が原因である。 今回の指摘を踏まえ、直ちに指定管理者に対し、規	措置済

することができるとなっている。しかしながら、鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第９条第１項第６号に規定する場合において、必要な部長等の決裁手続がとられていない。		則に基づく処理を行うとともに、鹿児島市決裁規程に基づき、部長等の決裁をとることとした。 （通知受理日：令和６年１２月１７日）	
【一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (10) 利用料金制を採用している郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場においては、鹿児島市スポーツ施設条例第９条により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができるとなっているものの、各施設の管理規則第１０条第１項第９号で、市長が特に必要と認めるときは減額及び免除をすることができるとされている。しかしながら、その市長が決定すべきものを、指定管理者に行わせていた。	観光交流局 スポーツ課	市長が特に必要と認める場合の減免申請に係る適切な手続きがなされていなかったことについては、市及び指定管理者の誤認識が原因である。 今回の指摘を踏まえ、直ちに指定管理者に対し、規則に基づく処理を行うとともに、鹿児島市決裁規程に基づき、部長等の決裁をとることとした。 （通知受理日：令和６年１２月１７日）	措置済
【株式会社　図書館流通センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (11) 鹿児島市会計規則第３２条第５項によると、収入事務受託者は収納した現金を速やかに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならないとなっており、また、鹿児島市立天文館図書館使用料収納業務実施要領によると、収入事務受託者は、収納した日の事務の終了と同時に収納金と領収原簿を照合し、受託収納内訳書を作成し、払込書により指定金融機関等で払込みを行うものとし、収納した日に払込みができない場合は、次の鹿児島市立天文館図書館と指定金融機関等が共に営業している日の正午までに払い込むものとするとなっているが、速やかに払い込まれていないものが１２件あった。	教育委員会 管理部 図書館	使用料が速やかに払い込まれていなかったことについては、指定管理者が収納日に即日払込が原則であることの理解が不十分であったことと、所管課が収納内訳書を受領した際の確認が十分でなかったことが原因である。 指摘を受け、令和６年９月６日から使用料を速やかに払い込むよう改めるとともに、所管課から使用料収納業務実施要領の確認を指導し、収納内訳書提出時の注意喚起を行っている。 （通知受理日：令和６年１２月１３日）	措置済

【株式会社　図書館流通センター（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (12) 鹿児島市会計規則第３２条第５項によると、収入事務受託者は収納した現金を速やかに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならないとなっており、また、同条第６項によると、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならないとなっているが、収入事務受託者から速やかに払込みがなされていないものに対し、指導を行っていなかった。			

４　意見に対する見解

意　見	担当局部課	見　解
【社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会、一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団、株式会社図書館流通センター（公の施設の指定管理者）（所管課意見）】 (1) 施設の使用許可、使用料の減免手続及び指定管理者に提出を求める業務報告書や収支計算書（精算報告書）の内容等について、所管課の指定管理者に対する確認及び指導監督が不十分と思われることが散見された。 　指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、多様化する住民サービスに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。 　指定管理者制度が十分に効果をあげるためには、所管課の適切な指導監督が不可欠であることから、所管課は、公の施設の設置者として、指定管理者との連携を密にし、管理運営状況の把握に努め、さらなる市民サービスの向上を目指し、指定管理者が適切な施設運営を行えるよう、より一層の指導、監督に努められたい。	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課 観光交流局 スポーツ課 教育委員会 管理部	所管課の指定管理者に対する確認及び指導監督が不十分と思われる部分については、所管課と指定管理者間で引き続き協議していきたい。 　また、改めて、条例、規則、協定及び業務指針等に照らし、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを、定期的に監視・確認してまいりたい。 　また、意見にあるとおり、指定管理者との連携を密にして、さらなる市民サービスの向上を目指し、より一層の指導、監督に努めてまいりたい。 （通知受理日:令和６年１２月１３日） 　所管課の指定管理者に対する確認及び指導監督が不十分と思われる部分については、改めて、条例、規則、協定及び業務指針等に照らし、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを、定期的に監視・確認してまいりたい。 　また、意見にあるとおり、指定管理者との連携を密にして、さらなる市民サービスの向上を目指し、より一層の指導、監督に努めてまいりたい。 （通知受理日:令和６年１２月１７日） 　指定管理者に対する指導、監督については、業務に要した費用が指定管理

	図書館	者に支払う委託料の範囲内に納まっていたことから、精算を必要としない項目について十分な精査ができていなかったことが原因である。 　指摘を受け、精算内訳書の適正な作成に向けて、人件費等について内容の確認を徹底するとともに、明確に判別することが難しい費用の取扱いについても、他団体の状況等も参考にしながら指定管理者と協議し検討を行っていく。 （通知受理日:令和６年１２月１３日）